

平成 29・30 年度林野庁本庁発注の建設工事に係る競争参加資格の再認定について

平成 30 年 3 月

林 野 庁

林野庁では、平成 30 年 4 月 1 日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、競争参加資格の再認定を実施します。

平成 29・30 年度を有効期間とする林野庁本庁の一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）の取扱いは以下のとおりです。詳しくは別紙をご参照ください。

《再認定の実施について概要》

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成 29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき平成 29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

2. 再認定のスケジュール

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した月の翌月中に行います。

受 付 期 間
平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書

4. 随時の資格審査の申請に係る留意事項

平成 30 年 3 月 31 日までに随時申請を行う場合は、改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行ってください。

(別 紙)

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う 一般競争（指名競争）参加資格の再認定の実施について

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成 29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき平成 29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定又は再決定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定のスケジュール

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した月の翌月中に行います。

受 付 期 間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1-1～1-3）
- ② 営業所一覧表（様式 2）
- ③ 工事経歴書（様式 4）
- ④ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」

となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- ⑦ 共同企業体等調書（様式6-1～6-4）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）
- ⑧ 共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体が申請をする場合）
- ⑨ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書（グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づき申請をする場合）
- ⑩ 委任状（代理申請をする場合）

4. 随時の資格審査の申請に係る留意事項

平成30年3月31日までに随時申請を行う場合は、改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行ってください。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。さらに、平成29・30年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。
- ② 平成30年3月31日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であり建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第1196号。以下「改正告示」という。）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行ってください。
- ③ 平成30年4月1日以降に随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば「改正告示」による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

5. その他再認定の申請に関する留意事項

一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全職種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。林野庁本庁から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

6. 申請方法及び申請場所

申請については、以下に掲げる窓口において申請を受け付けます。
提出方法は、文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。
なお、林野庁においては林野庁本庁及び各森林管理局において申請の受付を行っており、各森林管理局において登録が行われている事業者の皆様におかれましては、資格確認通知書を発出した森林管理局へ申請を行ってください。

受付場所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第2係

電話03-3502-8111（内線6009）

7. 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、林野庁のホームページから入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/index.html